

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第4回選定委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年12月19日（火）午後2時から午後4時10分まで
2. 開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
3. 出席者 （委員）藤原委員長、北岡副委員長、谷田委員、
佐野委員、水野委員
（事務局）山市民文化部次長、西岡地域政策課長、
文能地域政策課課長補佐、上出地域政策課主査、
蔵元地域政策課主査、本山地域政策課係員
4. 内 容 開会
審査方法について
書類審査
プレゼンテーション審査
プレゼンテーションにおける質疑応答
書類審査及びプレゼンテーション審査集計
総合評価
指定管理者候補者の決定
閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民文化部 地域政策課
（電 話）06-6902-5612（直通）
7. 会議録

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者第4回選定委員会を開催します。

委員の皆さまにおかれましては、引き続き、本日も厳正なるご審査をよろしくお願いたします。

まず、本日、お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。

まず、「令和5年度門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者 第4回選定委員会 次第」です。

次に、「第4回選定委員会 配席表」です。

次に、「申請団体からの申請書類一式」です。

次に、「資料1 選定方法及び採点について」です。

次に、「資料2 書類審査評価個票」です。

次に、「資料3 書類審査評価基準表」です。

次に、「資料4 指定管理料の額における評価項目の算出方法について」です。

次に、「資料5 プレゼンテーション審査評価個票」です。

次に、「資料6 プレゼンテーション審査評価基準表」です。

お手元の資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

揃っておられるようですので、それでは、藤原委員長、議事運営のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

皆さま、お忙しい中、第4回選定委員会にご参集いただき誠にありがとうございます。本日は、書類及びプレゼンテーション審査、質疑応答に対する審査を行います。それでは、事務局から「審査方法」についての説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「審査方法」についてご説明をさせていただきます。

書類及びプレゼンテーションにおける審査基準については、前回から変更を行っていないため、説明は割愛させていただきます。

審査方法についてですが、前回は書類の採点・回収後にプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を経てプレゼンテーションの採点と2段階に分けて採点を行

っておりましたが、プレゼンテーションは提出書類の内容も含むものであるため、最初に書類の内容を 30 分間で仮採点していただき、次のプレゼンテーション終了後の質疑応答を終えた後にまとめて採点していただく方式に変更したく考えています。

また、「資料3 書類審査評価基準表」における対象部分は、提出書類の施設事業計画書及び施設独自事業計画書と対応する項目を参考として記載していますので、審査は書類全体を通して行っていただきますようお願いいたします。

プレゼンテーション開始前に前回と同様、申請団体には事務局より、①「貴団体の役員等に本市の市長、議員が加わっていないか」、②「貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいないか」の2点について質問させていただきます。

プレゼンテーション終了後の質疑応答につきましては、前は、委員お一人様につき4分程度の時間制限を設けさせていただきましたが、十分な質疑応答をしていただくため、お一人様3問程度を目安にご質問をいただければと考えています。

また、質疑応答につきましては、書類の内容について質問を行っていただいても構いません。

質疑応答が終了しましたら、書類については「資料2 書類審査評価個票」、プレゼンテーションについては「資料5 プレゼンテーション審査評価個票」にそれぞれ採点をお願いいたします。なお、採点につきましては、15分程度を目安に行っていただければと思います。

また、前回と同様に、「(7) 指定管理料の額」におきましては、「資料4 指定管理料の額における評価項目の算出方法」に基づいた得点とし、「(13) 申請団体の経営状況」につきましては、専門知識を有する〇〇委員の評価を各委員の評価に反映するものとするため、〇〇委員におかれましては、採点の終了後「(13) 申請団体の経営状況」について、点数のご報告をお願いいたします。

その後、事務局よりそれぞれの個票を回収させていただき、得点の集計を行い、総合得点をご報告させていただきます。

集計後は「総合評価」として、書類及びプレゼンテーション審査について委員の皆さまにご発言をいただき、最後に、「指定管理者候補者の決定」を行っていただきます。

配点につきましては、書類で各委員 200 点の合計 1,000 点満点、プレゼンテーションで各委員 100 点の合計 500 点満点とし、総合得点は 1,500 点満点とします。

なお、選定の結果につきましては、前回同様、一者のみの非公募による選定という理由から、書類及びプレゼンテーションの総合得点 1500 点の 6 割である 900 点を超えている場合は候補者として決定することとしています。

また、審査中に質問事項が生じた場合や意見交換、協議の必要がある場合は、委員長にお申し出ください。

事務局からは以上です。

【委員長】

「審査方法」については以上となりますが、なにかご質問・ご意見はございます

でしょうか。

委員《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、ただいまから書類審査に進みます。

個票への得点の記入につきましては、仮採点とし、プレゼンテーションの質疑応答が終了後に改めて最終の得点の記入を行っていただきますようお願いいたします。開始してください。

(書類審査開始)

【委員長】

一点よろしいでしょうか。

「(7) 指定管理料の額」については、「資料4 指定管理料の額における評価項目の算出方法」に基づいた得点とするため、ここはA、B、C、D、Eではなく、資料4に示された点数ということで、12点になるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

質疑応答の仕方について確認させていただいてもよろしいでしょうか。

一人3問ずつとなっていましたので、一人が3問質問をしてしまうのか、それと

も一問一答にされるのか、どちらにしましょうか。

【委員長】

私としては、一人3問ずつ質問していきますとかなり時間がかかると思いますので、一旦、一人1問から2問ずつ質問していただいて、一周したところで再度質問があれば質問していただくという形でいかがでしょうか。

仮に3問ずつ質問をしていきますと、時間の関係で、後ろの方が質問しにくくなることもあるかと思しますので。

【委員】

一旦、一人1問ずつ質問して、一周したところで2回目の質問をするということはどうでしょうか。

【委員長】

単なる事実確認であれば2～3問質問してもよいかと思いますが、どのように考えるのかなどの質問であればやはり一人1問ずつ質問していく形が良いかと思えます。

他の方の質問を聞いて、より自分の質問を深く考えられることもあるかと思えます。

そのような形でお願いしたいと思います。

【委員】

はい。よろしくお願いたします。

(30分経過後)

【事務局】

終了してください。

それでは、次にプレゼンテーション審査に進んでください。

【委員長】

それでは、プレゼンテーション審査を開始いたします。

事務局は申請団体を室内に誘導してください。

(申請団体が入室)

【事務局】

まず、はじめに、事務局より2点確認させていただきます。

貴団体の役員などに本市の市長、議員が加わっていませんか。

【申請団体】

はい。加わっておりません。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【申請団体】

はい。おりません。

【事務局】

それでは、ただいまよりプレゼンテーションを行っていただきます。お時間は10分間となります。

プレゼンテーションの終了1分前になりましたら、事務局よりベルでお知らせします。

プレゼンテーション終了後は、質疑応答としまして、提出書類やプレゼンテーションに対する委員からの質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

また、プレゼンテーション及び質疑応答で発言された内容はすべて記録され、貴団体が今後、施設管理の運営を行っていただく上で、原則として遵守していただくものとなりますことを申し添えます。

それでは、プレゼンテーションを開始してください。

(申請団体によるプレゼンテーション開始)

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【事務局】

終了してください。お疲れ様でした。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。

【委員】

「令和6年度 管理業務収支計画書」の項目、一般管理費の中に顧問弁護士費用

と労務会計システム使用料が入っていますが、具体的な金額を教えてください。

【申請団体】

こちらの方ですね、代表的なものとして2つ書かせていただきました。

顧問弁護士の費用は、法人全体月5万円を事業数で割った金額で、約5千円です。

【委員】

月額5千円ですか。

【申請団体】

月額5千円です。それから、社労士の費用、労務会計システム使用料は1人につき月額800円、800円×雇員人数がかかります。これと同じように決算費用や法人全体のホームページの維持改修費をベースに計算しています。

通常我々は、事業費10～15%を目指していますが、今回全体の予算の上限額が決まっていますので、その兼ね合いで、この金額になっています。

【委員】

では、もう一度確認します。顧問弁護士費用は、5千円×12か月＝6万円、労務会計システム使用料は800円×大体人数どれくらいですか。

【申請団体】

すみません、800円もアバウトな金額ですが、今回計上しているのは、6名です。同じように、タイムカードシステムや経理システムで、それぞれ数百円ずつ加算しています。

【委員】

800 円× 6 名=4,800 円、これは、1 か月の額ですか。

【申請団体】

1 か月です。

【委員】

では、これも年間6万円ぐらいですね。

【申請団体】

そうですね。

【委員】

では、一般管理費 120 万円のうち 12 万円はこの 2 項目ですが、それ以外は、先ほど言った事業費の 10%~15%に該当する項目ですか。

【申請団体】

社労士や決算費用、つまり、この事業で、この施設を運営するに係る管理費すべてを計算しています。積み上げていくとこれぐらいかかる金額になります。

当法人の内部の基準ですが、事業費に対して平均的に 10%~15%ぐらいかかる試算です。

基本的に 1,800 万円の事業なので、当法人の内部の基準でいうと、一般管理費は、約 180 万円かかります。いろんな事業を積み重ねて、算出しています。

【委員】

指定管理料の10%~15%かかるということですか。

【申請団体】

全ての事業でうちは、そのように算出しています。

ただ今回は、上限額が決まっていますので、1,800万円総額を合わせて計算しています。

【委員】

一般管理費120万円は、1,800万円から他の費用を差し引いて、計算しているということですね。

【申請団体】

実際には、そのように計算しています。

【委員】

わかりました。

【事務局】

よろしいでしょうか。他、どなたかご質問されますか。

【委員】

ありがとうございました。

実際、この施設の管理運営されたご経験がない中での質問になりますので、わ

かる範囲で教えて下さい。

門真市における市民公益活動の現状をどう捉えて、どのような課題があるとお考えですか。

【申請団体】

統計データよりも、私どもがルミエールホールを運営させていただいて、直接事業に関係のない福祉系の団体とお付き合いがあるのですが、プレイヤーが割と固定化していると思います。

NPO自体の数は、頭打ちで設立より辞める団体が多い中で、話を聞いていると色々なことをやりたいと思っている人が多いです。

個人の活動域では、同じ思いを持っている人とどこかで出会い、一緒に活動したらうまくいくのではないかと。色々なことをやりたいが出会いの場が無かったり、法人の設立やどうしたら資金が増えるか、ノウハウがなかったりということが課題だと思います。

門真市内で市民活動が活発ではないことは、ないですが、ご高齢の方に偏っている印象があります。

【委員】

素晴らしい活動を聞かしていただいて、ありがとうございました。

私も地域の団体の代表しているのですが、どのようにして新たな担い手づくりをされているのかお聞かせください。

【申請団体】

正直とても難しいです。やりたい気持ちがある方はたくさんいらっしゃるが、イ

イベントを開催し、成功しました。翌年も開催します。全部ボランティアでしているうちに、みんな疲れてしまう。仲良しだけで、勢いで活動している間は、楽しいですが、活動を広げたら意見が異なる人が入ってきて、バラバラになることが多いと思っています。

今回のご提案を通じて思っていることは、ボランティア中心ではなくて、一定の収入があって、メインの生業として、そこで食べていけるような一般社団やNPOなど、団体の活動を最後まで押し上げていきたいです。

その途中までの段階は、善意の活動なので、担い手を集めることや持続することも大変だと思います。

施設独自事業計画書にある7つのステージの最後に、官民連携で行政、市役所も一緒になって社会実験を行い、資金調達できっちりお金が入る仕組みまで持っていくことを提案しています。1年間でそこまでの成果を出せるかわからないですが、サービス提供としては、そこまでやっていきたいと思っています。

【委員】

では、続きまして書類の中身について質問をさせていただきます。

まず、「6 管理に関する経費の縮減について」の②額を実現するための具体的な方策ということで、今回指定管理者に決定した場合、市民プラザを一元化で管理していただくこととなりますが、市民プラザ内で管理されている職員との兼務や事務所の統合で効率化を図ることによって、指定管理料を低減できると思われる方策や実現可能性が高いお持ちの案があれば、教えて下さい。

【申請団体】

常駐の管理スタッフについて、市民プラザとの兼務できる部分は、兼務できると

記載していますが、これは、例えば、市民プラザ3階、青少年活動センター、1、2階は生涯学習センターがあり、ほとんどは貸室です。札を張ったり騒いだりする方がいないか、そんなに業務は忙しくないです。

開館時間中は、常駐する必要がありますが、こういったお留守番や軽作業の事業は、指定管理料1千万円～2千万円の施設だとおしなべてあります。

現状では、市民公益活動支援センターも同じ時間帯で一人一つ配置しています。今回それを想定して積算をしていますが、もっと相談が可能であれば、外線電話番号が同じでいいのであれば、3階の市民公益活動支援センターに事務所に人がいてなくてもいいのではないかと、3階に1人又は2人いればいいのではないかと議論出来るので、この先の相談でいくばくかは可能かと思っています。

一方で今回の積算は、かなり厳しくて、ここまでやろうとするとかなり専門知識、専門技能をもったスタッフを集めなければならないので、貸室の役割も市民活動を育てる役割の方が中心となるので、それをやらなければ、地方再生する上で、意味がないので、効率化を図り、指定管理料を低減するのではなく、もっと給料を上げて、スタッフを募集したいです。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

では、主な事業としてご提案されていた伴走型のソーシャルビジネスプランコンペが非常に興味深く、その点にお聞きしたいです。

各自治体で伴走型支援、いわゆるベンチャービジネス支援のような施策を行っているところがありますが、伴走型でピッチを行い、良い提案してきたところをエン

ジェルとミーティングを得て、立ち上げていくソーシャルビジネス、アントレプレナーを育てるような取り組みだと思いました。

実際、1社想定されるのか、複数候補の門真市民又は門真で市民公益活動を取り組もうとする方がいらっしゃるのか。どのくらいの人数を伴走支援型の企画を一体となって立ち上げようとしているのか。具体的な人の育成又はソーシャルビジネスの育成の過程を教えてください。

【申請団体】

ありがとうございます。

伴走支援型ソーシャルビジネスプランコンペのプランは、春先に募集しまして、門真市内外問わず、10団体以上は来て欲しいと思っています。

半分くらいは、既に活動されている団体を想定し、事業資金50万円出ることを知ると応募があると思っています。また、新規では、5～8団体来て欲しいと思っています。

伴走支援については、10団体なら10団体全部に対して伴走支援していきますが、事業資金は、50万円を切ると、何の事業も出来ないのでは、1団体だけに提供します。

細かいスケジュールは、未定ですが、秋頃まで伴走して、コンペを開催し、外部の方に審査員をしていただきます。そこで、1団体に決定して、事業資金を提供します。伴走支援を継続し、センターの利用者になってもらい、その都度事業相談を行っていきたいと考えています。

他の団体に関しては、事業資金は、出せませんが、国、府や市に対して助成金の推薦をしていきます。市の助成金があった場合、その中で加点要素、何らかのメリットを出していけるのではないかと考えています。伴走支援の濃淡はありますが、継続的にサポートをしていきたいと考えています。

【委員長】

ありがとうございました。

【事務局】

他に質問はございますか

【委員】

「OODAループを導入し素早く多角的に対応します」と提案いただいています
が、PDCAサイクルとOODAを導入して、何がどういう風に変更されたか教えて
下さい。

【申請団体】

OODAは、指定管理者の募集の度に提案しているが、100%はできてません。

考え方としては、現場側で意思決定を任せるということが市民サービスの窓口で
は、非常に大切だと思っています。一番大きいのは、現場のレベルをそこまで上げ
るのは非常に難しいです。特に、マネージャークラスが現場を育て、意思決定を任
せることは難しいです。この2点を目指し、マネージャーへ浸透させて取り組んで
います。

また今年度新たに、NPO法人の知り合いで、企業やNPOの組織運営、組織改
革等のティール組織を日本に持ってきた組織のうちの1つである、home's vi
へコンサルティングを依頼して、マネージャーのトレーニングに取り組んでいます。

例えば、利用者が相談に来られ、案件を預かって、2、3日、お答えするのに時
間がかかることもあれば、そうでないこともあります。今後は、条例理解、文字通
りに条例を読むのではなく、条例の本質は何かを理解して取り組みたいと思ってい

ます。

【事務局】

他、何かご質問ありますか。

【委員】

1つ確認と質問をしたいです。ビジネスプランコンペに関する一連の流れを1年間で事業として実施されると思いますが、他に何か事業を考えられていることはないということでしょうか。

また、日常的にご相談に来られる方の対応をどのように考えていらっしゃいますか。

【申請団体】

施設独自事業計画書の右下にある「センターの活動とステージ」に記載しているこれらの自主事業というよりは、この施設を本来の目的を達成するのに必要な事業として、ラインアップしています。

イベントについては、例えば、プラザに「門真もん市」で各地の産品を紹介していますが、生涯学習の目的にずれているのではないかと、市民公益活動支援センターで取り組んだ方が適切ではないかと思っています。また、市民公益活動支援センターでもフェスティバルを開催しているので、施設ごとの趣旨、関わっているイベントの整理を行い、イベントを1つにしていきたいと思っています。

相談業務に関しては、3段階あります。

「7管理を安定して行うための体制について」組織体制図にあるセンター長の適任者が他のNPOやフリーランスで探していますが、見つからないので、私が月8回

くらいの勤務で考えています。

現場責任者は、常駐しているので、NPOの立ち上げの手続きをどうしたらいいか等の一般的な質問に対応します。伴走支援の深いところは、私に対応します。

NPO専門の行政書士と契約をしていて、人材の分も一般管理費に入っています。何日かに1度、相談日を設けて対応を考えています。

以上の3段階で考えています。

【委員】

決算報告書で、2023年3月期は良いのですが、2022年3月期を見ますと、活動計算書でいわゆる赤字が出ています。その主な理由を教えてください。

【申請団体】

事業は、指定管理部分と飲食の部分とございますが、2022年度はコロナの影響を受けていたと思います。

それと、他市での事業で日本財団から1億円程の助成金を得て、建物を建設いたしました。2年半ほど後に建設費の支払いをしましたので、それが影響しているものと思われま。

【委員】

非営利活動法人は一般的な会計と違って、現金の収入で収益が上がり、現金の支出で費用が発生して、期ずれが起こるということでしょうか。

【申請団体】

法人によって扱いは違うと思います。

損益に関しては、現金の支出と収入で期ずれが起きます。

助成金が入ってその助成金の分だけ、「この助成金は何年分」という特記事項をつけて繰り越していくのですが、税金が引かれないようにする処理は行っております。

【委員】

一般的な会計では、現金主義ということは基本的にはありませんが、非営利活動法人の場合はそれも認められているというか、そのような会計をされているという理解でよろしいでしょうか。

【申請団体】

それは、特定目的の寄付金ということで繰り越しができると税理士から聞いております。

【委員】

それでは、助成金などの事情がなければ、このような4,300万円もの赤字が出ることはないのでしょうか。

【申請団体】

そうです。基本はプラスマイナス2,000万円～3,000万円以内で収めようとしております。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

A3の「施設独自事業計画書」にあります、「センターの活動の対象者」の中で、個人のボランティアは対象とせず、組織的なボランティアを対象とするとありますが、これまでセンターは、自主的・主体的に社会貢献活動をする市民と団体を支援する組織・施設と定義しておりますが、個人のボランティアを対象にしないということは、枠が狭まるというイメージになりますが、そのことについてどのように捉えておられるかお聞かせください。

【申請団体】

実際に狭まるかどうかというのは、現状はわかりません。

お伝えしたいことは、個人からボランティアをして頑張っていきたいという相談を受けますが、例えば、ごみ掃除がしたい人がごみ掃除できる場所を教えてほしいと相談があったとしても、ボランティア先を紹介する斡旋のようなことは業務範囲外だと思っております。個人は受け付けないとは言いませんが、あくまでも仲間を集めて公益活動を広げていき、将来的に市民活動の輪が広がっていくということを想定したプログラムを実施していきます。

どこの施設もそうですが、個人の相談は受け付けないということではなく、そういう人たちを斡旋する事業を表立って設定しないということです。

【委員】

ありがとうございました。

【委員長】

私からは実務的な取組みの方向性をお伺いします。

フリースペースの有効利用について、来訪者や利用者を増やす方策と絡めて、教えていただけますでしょうか。

【申請団体】

事業で言いますと、「交流会まちづくりサロンの開催」という事業を挙げさせていただきます。

現在、私どもが指定管理させていただいております青少年活動センターに以前フリースペースがございました。そこをDIYで改装し、「ティーンズベース」という中高生のたまり場のような場所に変え、現在ではいろんな子どもたちが集まっています。

それと似たようなことをこの市民公益活動支援センターでも行っていきたいと考えています。

具体的に言いますと、貸室の予約をしていなくても、事務ブースを利用していなくても、ここに来たら誰かと交流できるようなサロンのたまり場にしていきたいと思っております。

我々は「教育」と「まちづくり」の両方を行っておりますけれども、どちらも居場所が重要であり、現在「サードプレイス」というキーワードは非常に重要になってきております。

なにかをやりたい人の多くは、なにから始めればよいかかわからず、困っていると思います。そのような人がこの施設に来て、掲示物やスタッフの会話からなにかヒントを得て、活動のきっかけになるような施設にしていきたいと思っております。

【委員長】

「たまり場」、「サードプレイス」がキーワードかと思えます。

ありがとうございました。

【委員】

非常に感銘を受ける言葉が書かれておりました、「快適な施設利用体験を提供し施設と活動への愛着を醸成します」とありますが、具体的に教えてください。

【申請団体】

私たちは様々な自治体で活動しておりますが、それぞれで拠点を持っており、地域の方を雇用して事業を行っております。

その拠点に誰かが来てくれたときに“大歓迎”という雰囲気をつくり、元気なあいさつやお声掛けをさせていただいております。初めて訪れる方でも利用しやすいような雰囲気づくりを意識しています。そうすることで、また来てもらえますし、「私はここにくると居場所がある」「ここにくると誰かがいる」と思ってもらえるようになり、利用者同士で実のある話ができるなど、ただ来て楽しいだけでなく、その外側で活動したときに誰かの笑顔が見られるなどの体験を一緒に積み上げられるということが実現できたら、今おっしゃられたことが実現できると思っております。このような雰囲気作りが全てだと思っております。

【委員】

センター長は常駐しないというお考えのようですが、9時から9時半まで開いている施設ということで、組織体制というかシフトや人員配置についてはどのようにお考えでしょうか。

【申請団体】

基本は2名体制です。うちは有休まで含めてフルタイムの職員の1週間の労働日数が約4.2日です。なので、常駐の現場責任者を入れて、残りの部分を私であったり非常勤が入ったりという形で運営していきます。

有利な点としては、体調不良等など欠員が出た場合、本来であれば穴が開く可能性が高いシフトになりますけれども、プラザ全体としては1階にもうちのスタッフがいますので、フォローできるのではないかと考えています。

【事務局】

それでは、これでプレゼンテーション及び質疑応答を終了させていただきます。

選定結果につきましては、12月下旬または1月上旬に送付いたします。

本日は、お疲れ様でした。

(申請団体が退室)

【委員長】

それでは、書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を審査評価基準表に沿って、それぞれの個票への採点を開始してください。

(採点)

【委員長】

皆さま採点は終わられましたでしょうか。

それでは、〇〇委員より「(13) 申請団体の経営状況」の点数とその評価となった理由を参考までにお聞かせください。

【委員】

点数は、C、6点としました。

その理由としましては、貸借対照表 2023 年 3 月 31 日、資産 2 億 5,800 万円、負債 1 億 7,300 万円、正味財産 8,400 万円で資産に占める正味財産の割合は 32.9% であるために、一般の企業と比較して、普通だと思います。

流動資産 1 億 3,800 万円、流動負債 1 億 2,600 万円、流動比率 109.6%ということで短期に支払われる負債に対して、短期に入金される資産の割合が 100%を超えているので、ギリギリ良いと判断します。流動資産ですぐに現金化するものと 1 年以内に現金化するものがありますが、流動資産のうち現金預金割合は、74.2%ということで、流動資産の中には、すぐに現金化できる割合がかなり高いので、すぐに資金繰りに困ることはないと思っております。

損益計算書（活動計算書）は、2023 年 3 月期、経常利益は 1,300 万円、その前年 2022 年 3 月期、経常利益は 4,300 万円の赤字が気になったので質問をしましたが、この時期は、コロナの影響があり、また、一般的な企業会計ではなく、税務会計を採用されているので、期ずれがあったと聞いております。評価 C か D で迷いましたが、2023 年 3 月期現在は、経常利益が出ているので、C の 6 点としました。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、各委員は「(13) 申請団体の経営状況」に〇〇委員より報告いただいた点数Cを記入していただき、終了とします。

それでは事務局でそれぞれの評価個票を回収し、集計をお願いします。

(集計)

【委員長】

集計結果が出ていますので、事務局から説明をお願いします。

(集計結果の配布)

【事務局】

それでは、集計結果についてご報告させていただきます。

書類審査が 692 点、プレゼンテーション審査が 405 点で、総合得点が 1,097 点でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、「総合評価」として、候補者の選定に対しまして、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思いますので、各委員の皆さま、ご発言をお願いいたします。

【委員】

管理業務収支計画書の一般管理費には、一般的に顧問弁護士費用や労務会計システム使用料を入れませんし、金額の記載がなかったので、質問しました。

すなわち、行政書士は、業務委託費にはっきり金額が記載されていますが、なぜ顧問弁護士が一般管理費に含まれており、金額の記載がないかについて、質問させてもらいました。

実際、本当に顧問弁護士がこのためだけではなく、他にも兼用されているので、金額的には、5千円×12ヵ月＝6万円、労務会計システム使用料800円×6人×12ヶ月＝約6万円ということで、一般管理費120万円に対しては、全然足りないので、確認させてもらいました。

他の指定管理者でも一般管理費を除いた支出の10%～15%を一般管理費として計上している場合があり、この団体は、内部の基準において、指定管理料の10%～15%とおっしゃっていたが、一般管理費120万円のうち顧問弁護士や、労務会計システム使用料等が20万円あると仮定した場合、100万円が上記で言うその他の的なもので上積みされていて、その割合で言うと6%ぐらいなので、他の指定管理者と比較して多少、少なめに感じました。

【委員】

皆さんより辛口審査になっていると思います。特に書類審査、色々と理由があって、私自身が管理運営をおこなっているのもう少し書けることがあるのではと思ったこと、もう一つは、特にソフト事業を重視すべきで、施設管理よりもそちらの方が重要だと思っているのですが、様式上仕方ない面もあり記載が無かったことによります。そこをしっかりと書いてもらえるような様式にされてはと思いました。

門真市の状況をどのように把握されているのか質問しました。NPO法人が30団体くらいあって、活発に活動されているようですが、門真市が把握されている状況と回答にずれがなかったのか気になりました。

【委員】

お疲れ様でした。私は、〇〇さんと反対で、もう後がないという事情も踏まえた上で、少し甘めな審査をしました。

プレゼンの時にも質問させてもらいましたが、自分と同じ活動で、子どものことや担い手等、私自身、参考にさせていただくお答えがございましたので、勉強になりました。ありがとうございました。お疲れ様でした。

【委員】

本日は、ありがとうございました。〇〇委員からもありましたように、事業的なものが資料の中から読み取りにくかったのは、非常に残念だったと思っております。

プレゼンでもいろんな活動事例の発表がありましたが、もう少し書き込んでいただくことがあったのではと思いました。あと、市といたしましては、中間支援組織、協働コーディネーターとか行政の立場では平等に扱わないといけないという壁を越えて、支援をしていただける施設になってもらいたいと思いました。

そのところをもう少し、具体的に資料の中やプレゼンテーションの中で発言してもらおう機会があったら、なお、よかったのではと思いました。

【委員長】

ありがとうございました。

プレゼンテーション資料を見たときに、団体に関わる公益活動は支援するが、個人のボランティアは支援しないとはっきりと書かれていたので、かなり強い言い方、言い回しであると、気になりました。

もう一方で、申請団体が大阪市で活動されているのを別件で実際に見に行ったことがありまして、子どもの居場所づくりの取り組みは、地域の人々から評価されて

いるところを見て、理念型で動かしていらっしゃる印象を受けました。

経営面のいくつか財務的なところで、先ほどの専門家への報酬、不透明なところが若干ありますが、NPO法人で財務がものすごく美しいところは、ほとんどないかなと思いますので、マネジメントをきっちりやるべきこととやらないことをはっきりして、その意識を伸ばすようなやり方は、ある意味成果を出すのかなと思いました。

発表を流暢に話される代表の話聞きながら、評価しました。

皆さまもいろいろなご観点から、ご質問・ご意見をされていたと思います。

質疑応答の中では、市役所の方と事業者の方でより詰めるためのここで土台となるような、質問をしていきたいと思いましたので、フリースペースの話や具体的な話を意識して、質問させていただきました。

2時間にわたって、委員の皆さま、事務局の皆さま、ご審議お疲れ様でした。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、書類及びプレゼンテーションの総合得点の6割である900点を超えましたので、指定管理者候補者を申請団体である「特定非営利活動法人トイボックス」と決定してよろしいでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、指定管理者候補者を「特定非営利活動法人トイボックス」と決定いたします。

各委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。

最後に、今後の日程について事務局から説明願います。

【事務局】

これまで4回にわたり、各委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、指定管理者候補者選定に際し、慎重なご審議を賜り、本施設にふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを心から御礼申し上げます。

今後の日程でございますが、審査結果について、申請団体に対し、12月中に選定結果通知を送付いたします。

また、本日選定いただきました「特定非営利活動法人トイボックス」を指定管理者候補者とする議案を市議会へ提出し、3月議会の議決後、基本協定及び年度協定を締結し、令和6年4月1日から門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者として1年間管理運営を行っていただく予定となっています。

【委員長】

ただいまの内容について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。
無いようでしたら、本日の委員会はこれを持ちまして閉会としたいと思います。
それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】

皆さま、本日は、長時間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でした。
これにて散会とさせていただきます。誠にありがとうございました。